

| | |
|--------------------|-------------------------|
| Title | 大阪市立大学所蔵の榑崎家文書の写について |
| Author | 村井, 良介 |
| Citation | 市大日本史. 24 卷, p.107-134. |
| Issue Date | 2021-05 |
| ISSN | 1348-4508 |
| Type | Article |
| Textversion | Publisher |
| Publisher | 大阪市立大学日本史学会 |
| Description | |

Placed on: Osaka City University

大阪市立大学所蔵の檜崎家文書の写について

村井良介

はじめに

本稿に与えられた課題は大阪市立大学所蔵の「毛利公下賜御感状」という題簽の付いた卷子に表装された史料群の紹介である。卷子には二五点の文書が表装されており、ほぼ一六世紀の文書であるが、基本的には萩博物館所蔵の檜崎家文書（以下「萩博本」と略称する）の写である（以下、「毛利公下賜御感状」は「市大本」と略称する）。萩博本にはないものが二点あるが、うち一点は『萩藩閥閥録』巻五三・檜崎与兵衛（以下「閥檜崎」と略称する）に収録されており、もう一点は明らかに偽文書である。したがってまったくの新出史料というわけではないが、これまで檜崎家文書について本格的に検討した論考はなく、若干新しくわかることもあるので、ここで内容の検討を兼ねて紹介したい。

檜崎氏は、戦国期備後国の領主で、近世には萩藩士であった。弘治三年（一五五七）に毛利元就・同隆元が安芸国衆と傘連判契状に署名していることはよく知られているが、元就・隆元が備後国の諸領主と名を連ねる傘連判があり、これと同時期と推定される^①。ここには檜崎信景の名があり、檜崎氏は一定の自立性を有する領主だった。檜崎氏については、田口義之「檜崎城跡の総合調査概報Ⅱ―府中市久佐町檜

崎城跡と国人檜崎氏^②」と同「備後檜崎氏について^③」があるが、本稿では史料紹介と合わせて檜崎氏についても若干の考察を加えたい。

一 萩博本と市大本の関係について

市大本は基本的には萩博本の写である。しかも、花押や字配り、字形に至るまで忠実に写しており、文書の形態、封紙なども再現している。法量も、市大本では署名と宛所間の空白が大きい場合に、これを詰めて写しているものがあるが、それ以外はまったくかけ離れたものはないので、基本的には大きさも再現したものと言える。したがって、市大本は萩博本を原本から模写したものである。ただ、萩博本にあって市大本にないものや、その逆のものがある。

また、『萩藩閥閥録』は享保五年（一七二〇）から同一一年にかけて萩藩が編纂したものが、閥檜崎に収録されている文書は基本的に萩博本からの写であると考えられる。これについても、萩博本にあって閥檜崎にないもの、またその逆のものがある。

つまり、市大本、萩博本、閥檜崎の三者で収載している文書が若干異なっている。三者の対応関係は表1に示した。萩博本については目録が道迫真吾「萩博物館所蔵檜崎頼三関係資料^④」にあり、また慶長五



年（一六〇〇）以前の文書については『山口県史 史料編 中世³』（以下『山口県史³』のように略す）に翻刻が掲載されている。

道迫氏によれば、萩博本は二巻から成り、一九五九年に旧萩市公民館から萩市郷土博物館（現萩博物館）に移管されたもので、その前の旧蔵者は檜崎マツ氏であるという。巻一に収められたものはほとんどが戦国期のもので、巻二に収められた文書はすべて幕末以降のものである。なお、『山口県史³』は慶長五年までのものしか掲載しない方針のため、巻一のそれ以降の文書五点が掲載されていない。

この五点のうち慶長六年の毛利宗瑞（輝元）直書は市大本にもあるが、それ以降の四点（目録整理番号の巻一「二六〇・二九。以下、「萩博本二六」などと示す）は市大本にはない。萩博本二六の檜崎景好申状写には「私事大坂御引分之時被召出」とあるから、大坂の陣の慶長一九年からしばらく経た時期のもので、文中の「殿様」が毛利輝元を指すことから、輝元存命の寛永元年（一六二四）以前のものである。これは閩檜崎にも収載されている。しかし萩博本二七〜二九は閩檜崎に収録されていない。慶応三年（一八六七）の二九はともかく、二七・二八の、寛永九年と同一三年の毛利秀就仮名書出は、『閩閩録』編纂時に檜崎家が提出しなかったものであろうか。なお二七〜二九は前掲の道迫氏の論考に翻刻が掲載されている。

いずれにせよ、市大本は慶長六年の毛利宗瑞直書以外の江戸期の文書を写さなかったか、それより早く書写されたものであろう。ただし、それ以前の文書であっても萩博本から写されていない文書が二点ある（萩博本七・一五）。一五は閩檜崎にも見えない。

逆に市大本一四は、閩檜崎にはあるのに萩博本にはない。『閩閩録』編纂後に失われたものであろうか。市大本は、閩檜崎では「御判」となっている毛利元就の花押を写しており、閩檜崎にはない封紙上書も写している。市大本は他の文書も忠実に写しているため、この文書も原文書の正確な写であるとみてよいだろう。したがって、これらは市大本によって新しく判明する点である。

もう一点、市大本二五も萩博本にはない文書である。正慶二年（一三三三）三月二日付で宇多加賀守に備後国芦田郡久佐村地頭職を宛行う高師直奉足利尊氏御教書といべきものであるが、正慶元号の使用、高師直の花押、従五位下武藏守という署名などが不自然で一見して偽文書とわかる。閩檜崎の末尾に記載されている檜崎家の系譜の檜崎加賀守豊武のところに「従尊氏公賜備後国芦田郡地頭職、依住備後国久佐村檜崎城、改宇多称檜崎」とあり、市大本二五はこの認識に基づいて作られた偽文書であろう。

ところで一九世紀初頭に編纂された『福山志料』の久佐村の項には「芸備古跡志ニ正慶二年宇多加賀守備後国蘆田郡地頭職ノ事、武藏守師直執達ノ御教書、今三原檜崎氏ニアリ、檜崎先宇多氏ナリ、備後檜崎山居住ノ後氏ヲ檜崎ト改ムト云」とある。とすると、この足利尊氏御教書は備後国三原の檜崎氏が所持していたことになる。『広島県史 古代・中世資料編IV』（以下『広島県史IV』のように略す）には三原地区の文書として「三原城壁文書」（三原市檜崎寛一郎氏所蔵）と「檜

表1 「榎崎家文書」文書群比較表

| 文書名 | 年月日 | 毛利公下賜御感状 | | 萩博物館所蔵榎崎家文書 | | | 『萩藩閩閩録』 卷53・榎崎与兵衛 |
|-----------------|----------------|----------|----------------------------|-------------|------|------------|----------------------|
| | | No. | 縦×横 (cm) | 目録整理番号 | 県史番号 | 縦×横 (cm) | No. |
| 毛利元就感状写 | 元亀元年 11月6日 | 1 | 26.7×27.0 | 卷1-2 | 2 | 25.0×28.0 | |
| 毛利輝元書状 | (元亀2年) 6月5日 | 2 | 17.6×37.6 (封紙 22.4×9.7) | 卷1-3 | 3 | 17.7×43.1 | 12 |
| 毛利輝元書状 | (元亀4年) 6月18日 | 3 | 16.3×37.7 (封紙 18.9×8.5) | 卷1-4 | 4 | 17.2×43.6 | 10 |
| 毛利元就・同輝元連署書状写 | (年未詳) 10月2日 | 4 | 13.4×37.6 | 卷1-1 | 1 | 13.8×38.5 | 5 |
| 毛利氏老臣連署書状 | (元亀4年) 6月18日 | 5 | 16.3×37.0 (封紙 19.0×8.4) | 卷1-5 | 5 | 16.7×35.0 | 11 |
| 毛利輝元書状 | (天正3年) 11月6日 | 6 | 16.8×37.2 (封紙 19.0×9.2) | 卷1-6 | 6 | 17.0×38.0 | 8 |
| 毛利輝元書状 | (年未詳) 11月21日 | 7 | 17.0×36.7 (封紙 18.9×8.9) | 卷1-8 | 8 | 17.0×36.5 | 15 |
| 毛利輝元宛行状写 | 天正8年3月14日 | 8 | 26.6×36.4 | 卷1-9 | 9 | 27.5×38.5 | 16 |
| 毛利氏老臣連署書状 | (天正8年) 3月14日 | 9 | 27.7×37.6 | 卷1-10 | 10 | 25.8×40.3 | 17 |
| 毛利輝元書状 | (年未詳) 4月26日 | 10 | 26.8×37.5 (封紙 25.9×7.1) | 卷1-11 | 11 | 26.5×37.5 | 6 |
| 毛利輝元書状写 | (年未詳) 9月2日 | 11 | 26.8×37.4 | 卷1-12 | 12 | 27.2×45.0 | 20 |
| 小早川隆景書状 | (天正6年) 7月10日 | 12 | 16.8×37.7 | 卷1-13 | 13 | 17.0×38.5 | 2 |
| 小早川隆景書状写 | (天正8年) 8月20日 | 13 | 20.0×37.5 | 卷1-14 | 14 | 20.3×52.5 | 21 |
| 毛利元就書状 | (年未詳) 7月10日 | 14 | 26.8×36.7 | | | | 3 |
| 毛利隆元宛行状 | 永禄4年2月28日 | 15 | 26.7×37.5 (封紙 24.2×9.9) | 卷1-22 | 21 | 26.0×42.5 | 1 |
| 毛利輝元・同元就連署書状 | (永禄9年) 8月23日 | 16 | 16.9×37.6 | 卷1-17 | 17 | 16.5×38.0 | 4 |
| 毛利輝元書状 | (天正2年) 閏11月14日 | 17 | 16.4×37.8 | 卷1-18 | 18 | 16.7×45.5 | 14 |
| 毛利輝元感状写 | 天正10年6月19日 | 18 | 26.8×24.6 | 卷1-19 | 19 | 24.5×20.5 | |
| 小早川隆景書状 | (元亀3年) 閏1月21日 | 19 | 17.8×75.3 | 卷1-20 | 20 | 17.8×80.0 | 9 |
| 毛利宗瑞直書 | 慶(長)6年11月25日 | 20 | 16.7×36.7 | 卷1-21 | | 33.0×51.5 | 19 |
| 毛利輝元書状 ※ | (元亀4年) 3月29日 | 21 | 26.8×37.2 | 卷1-23 | 22 | 26.5×71.0 | 7 |
| 毛利輝元宛行状 | (天正13年) 2月15日 | 22 | 26.8×37.4 | 卷1-24 | 23 | 28.0×40.5 | 18 |
| 毛利元就書状 | (年未詳) 6月29日 | 23 | 15.7×36.2 | 卷1-16 | 16 | 16.0×38.0 | |
| 小早川隆景・吉川元春連署書状写 | (天正8年) 4月17日 | 24 | 26.8×37.6 | 卷1-25 | 24 | 27.8×40.5 | 22 |
| 足利尊氏御教書 | 正慶2年3月21日 | 25 | 26.8×37.6 | | | | |
| 毛利輝元書状 | (天正3年) 11月6日 | | | 卷1-7 | 7 | 17.0×38.0 | 13 |
| 毛利輝元書状 | (年未詳) 2月4日 | | | 卷1-15 | 15 | 27.0×41.0 | |
| 榎崎景好申状写 | (年未詳) 9月18日 | | | 卷1-26 | | 26.0×110.5 | 23 |
| 毛利秀就仮名書出 | 寛永9年1月1日 | | | 卷1-27 | | 32.6×46.5 | |
| 毛利秀就仮名書出 | 寛永13年8月28日 | | | 卷1-28 | | 32.6×47.1 | |
| 毛利敬親申間条々 | 慶応3年4月17日 | | | 卷1-29 | | 37.6×55.7 | |

萩博物館所蔵榎崎家文書の法量は道迫真吾「萩博物館所蔵榎崎頼三関係資料」に拠った。

県史番号は『山口県史 史料編 中世3』萩市郷土博物館所蔵榎崎家文書の文書番号。

※市大本は後欠

「崎文書」が収録されている。いずれも東京大学史料編纂所所蔵影写本から採録しており、文書点数からみて東京大学史料編纂所所蔵史料目録データベースにある「榑崎憲蔵氏所蔵文書」（旧三原城々壁下張古文書）が前者、「榑崎文書」（原蔵者は広島県高田郡三田村の榑崎圭三氏）が後者にあたるだろう。前者は三原城壁の裏に貼られていた文書ということで、榑崎家の伝来文書ではない。後者の原蔵者は三原市在住ではないが、『広島県史Ⅳ』がこれを三原地区の文書として掲載しているということは、三原榑崎家の所蔵文書と判断できるといふことだろうか。『広島県史Ⅳ』の榑崎文書の解題では「榑崎氏は正慶二年（一三三三）、備後国芦田郡久佐村地頭職を賜った宇多加賀守にはじまる」とある。しかし、この榑崎文書の中には先の足利尊氏御教書はない（明らかな偽文書なので収録しなかった可能性もある。東大影写本のデータでは文書一四点となっているが、『広島県史Ⅳ』に収録されているのは一三点である）。それどころか、榑崎氏に直接関係する文書は一点もないので、これらは相伝文書ではなく蒐集文書であろう。

市大本は古書店から購入されたもので、それ以前の来歴は不明であるが、仮に『広島県史Ⅳ』の榑崎文書が、『福山志料』の言う三原の榑崎氏の文書であると仮定すると、本来あるべき足利尊氏御教書を含む榑崎家の文書がまったくなく、市大本に萩博本にはない足利尊氏御教書があることから、市大本はもとは三原榑崎家が所有していた可能性もあるのではないだろうか。推測を重ねれば次のようにも想定できるのではないか。三原榑崎氏は、毛利氏の防長滅封時に備後に残った庶流家で、近世に自家の由緒を主張するためか、惣領家所持の文書を書写し、合わせて家伝に基づいて足利尊氏御教書も偽作した（したがって萩博本には足利尊氏御教書は存在しない）。根拠は薄弱であるが、一応

可能性として提示し、後考を待ちたい。⁹⁾

二 市大本榑崎家文書の紹介と検討

本章では市大本の文書について検討を加える。まず翻刻を掲げる。なお、萩博本も確認して『山口県史』の翻刻を改めた箇所もある。また市大本は萩博本にある端裏切封上書の墨引は写していない。

〔1〕翻刻

〔1〕毛利元就感状写

今度於備後、謀叛人悉討果、剩神辺之要害無異儀取返、一国及平均事、貴殿之働無比類段、忠節感悦ニ候、仍而如件、

元龜元年十一月六日

元就^(毛利)

榑崎三河入道殿^(豊原)

〔2〕毛利輝元書状

〔封紙上書〕

榑崎三河守殿

輝元

榑崎彦左衛門尉殿御陣所

急度申候、元就事俄遠行不及是非候、雖然老躰之儀候之条、覚期

之前候、向後之儀、弥不相替可申談候、乍勿論可預御入魂事、可

為本望候、於時儀重畳可申述候、恐々謹言、^(付箋、朱書)元龜二年六月十四日

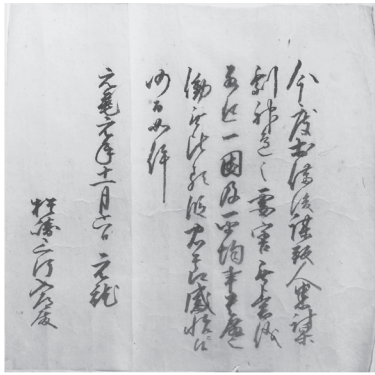
七十五才^(毛利)

六月十五日^(元龜二年)

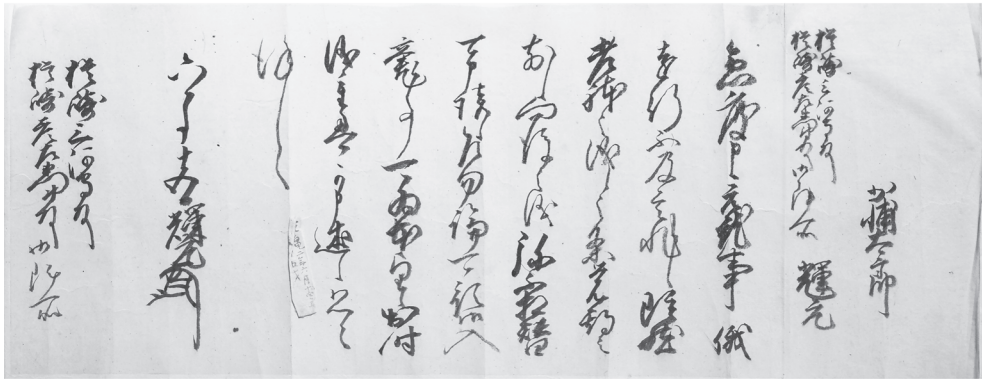
輝元^(毛利)（花押影）

榑崎三河守殿^(豊原)

榑崎彦左衛門尉殿御陣所^(信濃)



[1]



[2]

〔3〕毛利輝元書状

〔封紙上書〕

少輔太郎

榊崎三河守殿御宿所

輝元

追而申候、今度一動中、各御人質之事申入候、被懸御意候者、弥御入魂可為本望候、然者来五日下着候様、可被指下事肝要候、猶天野雅樂允可申述候、恐々謹言、

六月十八日

輝元（花押影）

榊崎三河守殿御宿所

〔4〕毛利元就・同輝元連署書状写

一筆申達候、去ル頃□州表「（元就）」砌、御方御事御苦□之段、令祝着候、依馬一疋・一腰・樽肴□進□、猶又々可申入候、恐惶□言、

十月二日

元就（花押影）
輝元（花押影）

榊崎三河守殿御宿所

〔5〕毛利氏老臣連署書状

〔封紙上書〕

吉川

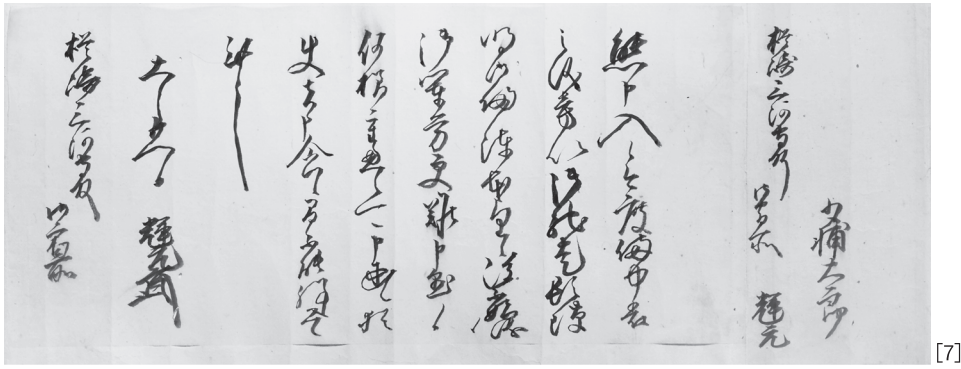
口羽下野守

福原左近允

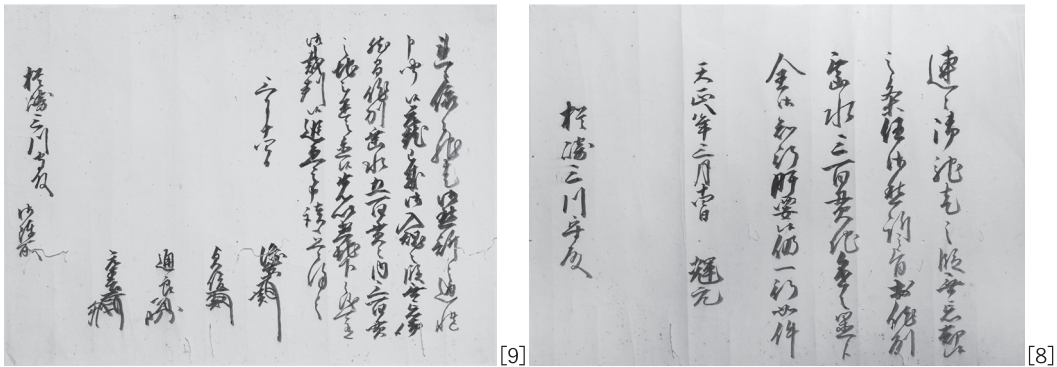
榊崎三河守殿御宿所

元春

一筆申候、備中表去春一行之儀、嚴重雖被申合候、与州表之儀付而相延候、無曲之通、三村・庄・石川、其外各申事候、然間来月十六日輝元自身被罷出候、一廉御馳走此節候、兼又一動中惣国人質可被懸御意之由被申入候、御同心肝要候、迎以使者被申候条、



[7]



[9]

不能詳候、恐々謹言、
(元龜四年)
 六月十八日

(吉川) 元春 (花押影)
(日羽) 通良 (花押影)
(福原) 貞俊 (花押影)

榊崎三河守殿御宿所

[6] 毛利輝元書状

(封紙上書)

少輔大郎

榊崎三河守殿御宿所

輝元

態申候、新見表頓有御出、彼表即時得太利候、併旁御馳走之故本望存候、御辛勞之通志道大蔵少輔申候、不初于今儀候、猶別昏令申候之間、不能詳候、恐々謹言、
(元規)
(天正三年)
 十一月六日

(毛利) 輝元 (花押影)

榊崎三河守殿御宿所

[7] 毛利輝元書状

(封紙上書)

少輔大郎

榊崎三河守殿御宿所

輝元

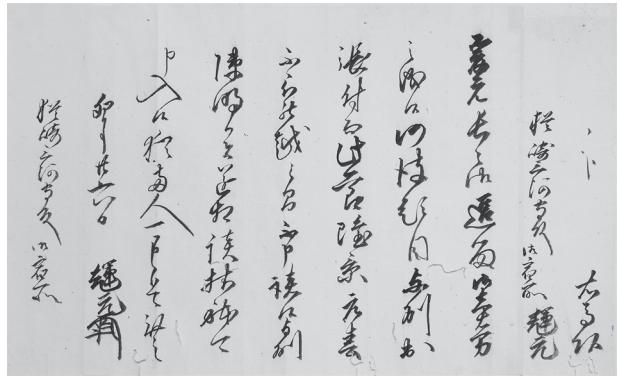
態申入候、今度備中表之儀、旁以御馳走、頓隙明御帰陣本望候、雖不始儀候、御軍勞更難申尽候、何様重畳可申述候、猶使者申合候間、不能詳候、恐々謹言、

(毛利) 輝元 (花押影)

十一月廿一日
 榊崎三河守殿御宿所

[8] 毛利輝元宛行状写

連々御馳走之段、無忘却候之条、任御愁訴之旨、於作州垂水三三百貫地進之置候、全御知行肝要候、仍一行如件、



[10]

天正八年三月十四日

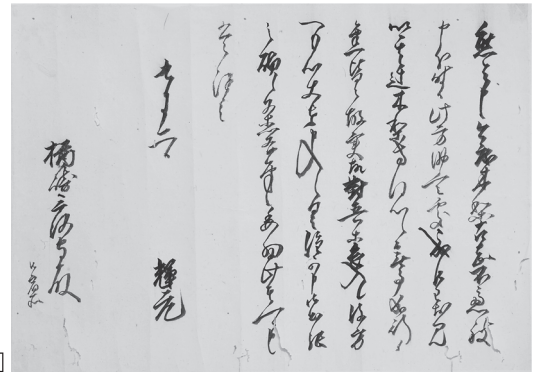
檜崎三川守殿

[9] 毛利氏老臣連署書状

連々依御馳走、御愁訴之通慥申聞候、元就(毛利)已來御入魂之段、無忘却候、然間作州垂水五百貫之内三百貫之地、被進之置候、先以惣地下之儀可有御裁判候、追而可被申談候、恐々謹言、

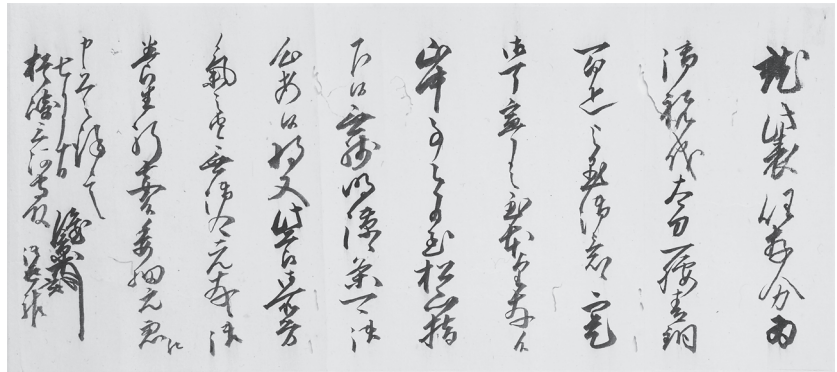
三月十四日

隆景(小津川) (花押影)
貞俊(福原) (花押影)
通良(吉川) (花押影)
元春 (花押影)



[11]

輝元(毛利)



[12]

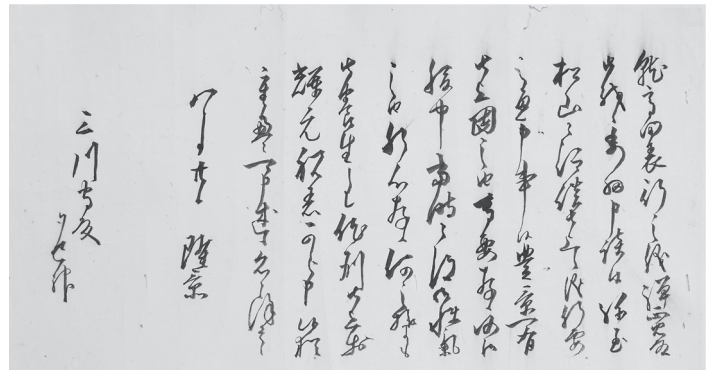
檜崎三川守殿 御陣所

[10] 毛利輝元書状

右馬頭

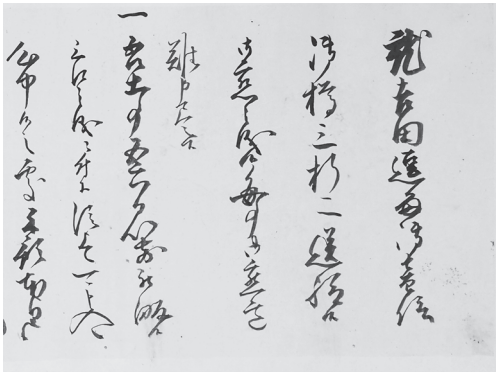
檜崎三河守殿 御宿所

爰元長々御逗留御辛勞之儀候、仍彼題目与州出張付而、此節隆景(小津川)・

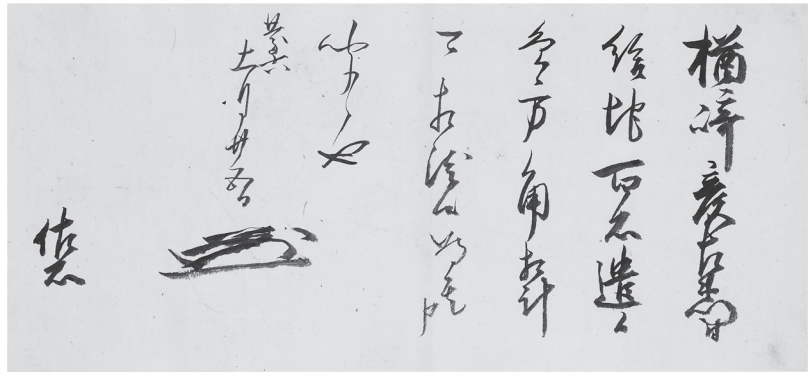
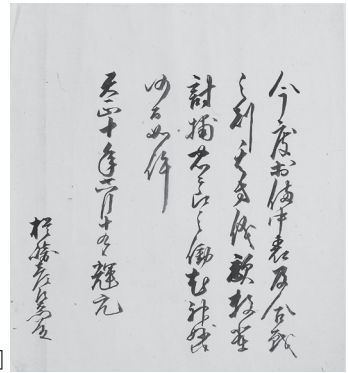


[13]

輝元



[19] 左頁に続く [18]



[20]

[12] 小早川隆景書状

就此表任存分、為御祝儀太刀一腰、青銅百足被懸御意候、寔御丁
寧之至本望存候、山中事今日至松山指下候、無殘明隙候条、可御
心安候、將又此節御所勞氣之由候、無御心元存候、御養生肝要候、
委細元兼江申候、恐々謹言、

七月十日

榑崎三河守殿 御返報

隆景 (花押影)

[13] 小早川隆景書状写

就高田表行之儀、彈正忠殿御越候、委細申談候、弥至松山被仰談
御上之儀肝要之通申事候、豊景可有御上国之由、專要存候、仍御
腹中当時被得御快氣之由、肝心存候、何之様にも御養生候て作州
御上、於輝元祝着可被申候、猶重畳可申述候、恐々謹言、

八月廿日

三川守殿

御返報

隆景

[14] 毛利元就書状

就大田祝言之儀、御方御半事申候処、御分別所仰候、然者御存分
等承候条々之趣、口羽刑部太輔速申調候、可心安候、猶岡伯可被
申候、恐々謹言、

七月十日

榑崎彦左衛門尉殿 御陣所

元就 (花押影)

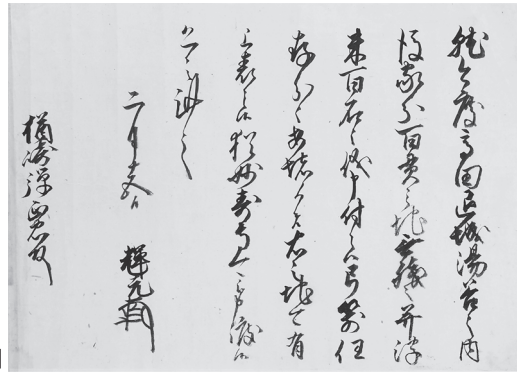
榑崎彦左衛門尉殿 御陣所

右馬頭

榑崎彦左衛門尉殿 御陣所

元就

[15] 毛利隆元宛行状

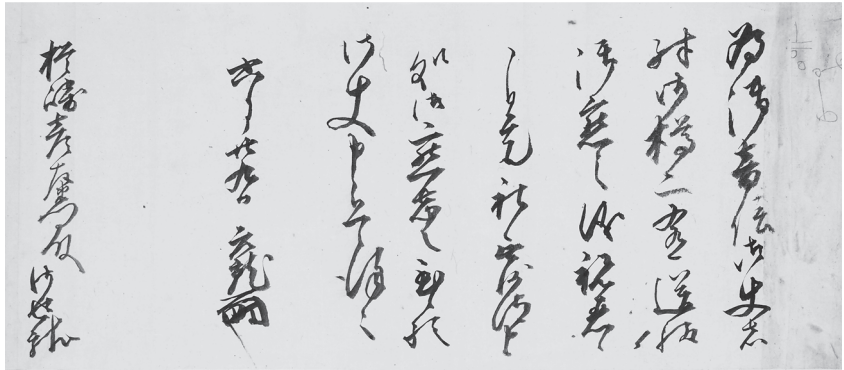


[22]

[19] 小早川隆景書状

就吉田逗留御音信、御樽三・折二送給候、御懇之儀候、毎事御懇
(安永)
 意難申尽候、
 一 吾等事、五六日以前罷帰候、上口之儀ニ付而、従是可申入候心中
 候之處、示預本望候、

[23]



[20] 毛利輝元直書

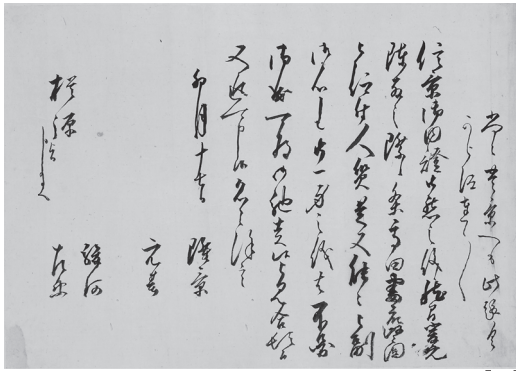
榑崎彦左衛門尉給地百石遣候条、方角相計可相渡候、為其申聞候
(信長)
 也、
(慶長)
 十一月廿五日
(毛利輝元)
(花押影)
 佐石

[21] 毛利輝元書状

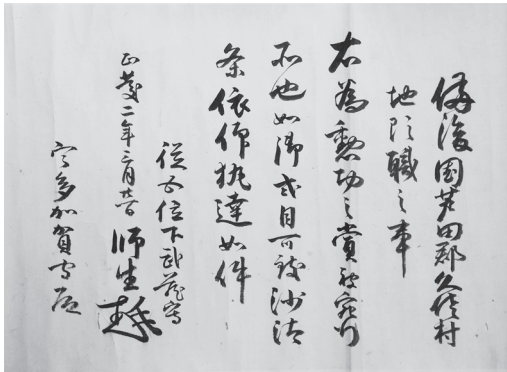
態申候、新見表動之事、急度申付之由、從元親被申越候、為加勢
(備中)
 雲伯衆中相催、來月十六日睨与可罷立之候、就其檢使一人可入之
 由候間、乍御辛勞、被罷出候而可給候、自此方申付事急度難調候
 之条、御出候て可置候、先やう事を元親・久式被申談、可有行候、
 俄ニ申様候へ共、從此方申付候事遲滞可仕候間、其方頼存候而申
(元符)
 候、桂善左衛門尉相副可申 (候)
 (以下欠)

[22] 毛利輝元宛行状

就今度高田退城、湯谷之内後家分百貫之地無残之、并浮米百石之
(安永)
(備後)



[24]



[25]

儀申付之候、弓箭任存分之安堵候ハ者、右之地可有上表之候、猶
(周景)
 妙壽寺可被申渡候、恐々謹言、
(天正三年)
 二月十五日
(元兼)
 榊崎彈正忠殿

(毛利)
 輝元 (花押影)

[23] 毛利元就書状

為御音信御使者、殊御樽二・肴送給候、御懇之儀祝着候、自是被
 無沙汰申候処、御懇意之至候、猶御使申候、恐々謹言、

六月廿九日

(毛利)
 元就 (花押影)

榊崎(信忠)彦左衛門尉殿御返報

[24] 小早川隆景・吉川元春連署書状写

尚々豊景へも此趣具可被仰達候、
(榊崎)
 信景御内證御懇之儀候、然間爰元陣取之際之条、高田番衆堅固被

(森田)
 高田番衆堅固被

仰付、人質是又能々被副御心候て、御一身之儀者不図御出、可為
 御馳走候、被見合頓而又返可申候、恐々謹言、
(天正八年)
 卯月十七日
(小早川)
 隆景
(吉川)
 元春

「
(榊崎)
 榊崎(元兼)まいる
 申給へ

左衛
 駿河
 元春

[25] 高師直奉書

備後国芦田郡久住村地頭職之事

右為勲功之賞、被宛行所也、御式目可致沙汰条、依仰執達如件、

從五位下武蔵守

正慶二年三月廿一日

(高師)
 師直 (花押影)

宇多加賀守殿

(2) 検討を要する文書について

「1」は秋博本でも写で、『山口県史3』は検討を要するものとして
 いる。関榊崎にはない。永祿二年(一五六九)、反毛利勢力が各地で
 攻勢に出て、毛利方の備後国神辺城が占拠される。「1」はこの神辺
 城奪還に対する感状ということになる。前章で言及した榊崎景好申状
 写に次の記述がある(秋博本によって関榊崎の翻刻を改めた)。

(史料一)

一私親(榊崎)三河守随分(毛利)二元就様・隆元様・殿様以来、被遂御馳走候、御
 両三殿様御感状十七御座候つ、中にも備後神辺之城、備中之藤
 井一類之者共、阿波之三吉家へ手合仕忍び取申候、備後国中(一揆)いつき
 再発仕様候之処、木梨・有地両城江三河守兄弟之者共さし籠、家
 中之人しち取置、則神辺之城へすかり、死んでおいむねとの者共

八十余御座候つ、則切返し杉原兄弟入城させ申候、藤井一類備中高屋家城に取籠候之処、則取掛落去仕候、其時 元就様 殿様御加判之御感状ニ御家之再興ヲ仕たるとの御感状候、其段ハ 殿様御失念被成間布哉と存候、

また閥檜崎は、この檜崎景好申状写の前に、「先祖御奉公之筋、申伝候所書付指上候、御感状等ハ致紛失、只今所持不仕候」として、戦国期の檜崎氏の戦功を書き上げている（以下、「戦功書付」と称する）。

神辺城奪回については「同年十月、檜崎三河守豊景備後神辺之城取返し、藤井入道首を使者を以元就公御陣所江送り候処御感被遊、（中略）御家再興仕たるとの御感之御書頂戴仕候、是又紛失仕候、三河守次男^(景好)筑後守御断書付之自筆之写有之候、其内ニ相見へ申候間左ニ記申候事」とする。「三河守次男筑後守御断書付之自筆之写」は檜崎景好申状写を指しているが、戦功書付には神辺城奪還が一〇月のことであることや、元就の陣所に藤井入道の首を届け「御感被遊」たことなど、申状写にない情報が含まれている。

申状写では「元就様 殿様御加判之御感状」とあり、元就と輝元の連署感状であったとされているのに、「1」は元就単署である点で不審である。また、元龜元年（一五七〇）の「1」の宛所は檜崎三河入道となっている。一方、「2」は毛利元就の死去が話題になっているので元龜二年だが、この宛所は檜崎三河守となっており、この点も不審である（なお、「1」以外に三河入道という表記は見られない）。

次の史料は神辺城奪還に関するものである。

（史料一）

（端裏切封墨引）

今度神辺不慮出来候処、別而以御馳走之故、則被切返候、御入魂

之通盛重息弥八郎・又次郎所方被申越候、祝着此事候、委細旨盛重可被申候、恐々謹言、

八月廿五日

輝元（花押）
元就（花押）

村上左衛門大夫殿御宿所

史料二は八月二五日付なので、神辺城奪還はそれ以前のこと、戦功書上のいう一〇月は誤りということになる。「1」が元龜元年一月六日付なのは、年代を一年錯誤した上、神辺城奪還が戦功書付にある一〇月だという認識に基づいて一月の文書として偽作されたためではないだろうか。元就単署となっているのも、同様に元就が「御感被遊」たという戦功書付の記述に引きずられたものではないか。

ただ、檜崎氏の神辺城奪還の戦功がまったくの捏造であったとは言えないのではないか。景好は神辺城奪還の月には触れていないし、史料二は元就・輝元の連署であり、史料一で景好が言う連署の感状が同様の形で存在した可能性はないか。感状は実際にあったが紛失したため、「1」が偽作されたものと推測しておく。

「18」も秋博本でも写で、閥檜崎にはなく、『山口県史3』は検討を要するとしている。天正一〇年（一五八二）六月一九日付の感状だが、日付は本能寺の変の直後である。羽柴秀吉の撤兵後に何らかの小競り合いが起きた可能性もあるが、大きな合戦には発展していないと考えられるから、具体的な地名なしに「今度於備中表及合戦之刻」という表現はやや違和感がある。檜崎景好申状写や戦功書上では、天正一〇年、備中国日幡城を守っていた上原元将が織田方に寝返ったときに、檜崎氏が戦功を挙げたとあるから、このことを指しているのかもしれないが、そうであればもう少し具体的な記述があつてよいように思わ

れる。ただ、偽文書であると断定まではできない。

もう一点、「4」も『山口県史3』は検討を要するものとしている。これは萩博本でも花押があり、閩榎崎にも収録されている。輝元と元就の連署であるので、元龜元年以前のものであるが、萩博本を見ると輝元の花押が、館鼻誠氏による毛利輝元の花押分類でいうV型になっている¹¹（市大本は花押の書写が不正確である）。館鼻氏によればV型は元龜四年正月が初見で、その前のIV型の花押が少なくとも元龜三年九月まで使われていることからすると、「4」の輝元花押は年代が合わず不審である。ただ内容的には、先の「1」や「18」と異なり、偽作の必要性があまり感じられない文書である。また「1」と「18」が閩榎崎にはなく、『閩閩録』編纂後に偽作された可能性があるのに対し、「4」は閩榎崎にもある。この文書は萩博本ではところどころ文字が摩滅して消えており（市大本も再現している）、署名の輝元の「元」の字もかなり薄くなっている。あるいは花押が消えてしまったものを、後に加筆した可能性もあるのではないだろうか。

〔3〕七月一〇日付毛利元就書状（市大本「14」）について

〔14〕は閩榎崎にはあるが、萩博本にはない文書である。『萩藩閩閩録』は元龜二年に比定する。これは元就の九男秀包が、元龜二年に備後の大田英綱の遺跡を継いだとされることから、文中の「大田祝言」の大田を秀包のことと考え、年代を元龜二年としたものであろう。しかし、元就は同年六月に死去しているため、それはありえない。

そもそも秀包が元龜二年に大田氏を継いだというのは「吉敷毛利譜録」¹²や『萩藩閩閩録』巻四・毛利伊豆などの記述によると思われるが、一次史料には見えない。大田氏は、たとえば永和四年（一三七八）に備後国世羅郡大田荘内の下地の沙汰付を命じられている太田式部丞の

ような¹³、大田荘のあたりに勢力を持った在地領主の末裔であるかもしれないが、戦国期の史料には見えない。秀包が天正一三年に世羅郡の土地を厳島社に寄進していることや、世羅郡伊尾村を本拠とする湯浅氏と所領を接しているらしいことからすれば、ある段階で秀包が大田荘域に所領を有していたことは間違いないが、それが大田氏の遺跡を継いだためであるかはわからない。また、祝言は通常、婚儀のことと考えられる。秀包の大田氏の相続が大田氏の女性との婚姻の形をとったのかもしれないが、秀包の生年は永禄一〇年とされ、元龜二年ではまだ五才であるから、さすがに早すぎるのではないか。

「大田」が秀包と無関係だとすると、年次比定のための有力な手がかりを欠くのだが、ここではこの文書を伝達している「岡伯」に注目してもう少し検討してみたい。注意されるのは「岡伯可被申候」と敬意表現が用いられていることである。この「岡伯」は天正三年に毛利氏から備後国三良坂を与えられた岡伯耆守のことだと考えられる¹⁶。「譜録」岡六兵衛堅雄¹⁷によれば、岡伯耆守はその前は七郎兵衛尉を名乗っていた（『閩閩録』は実名を永政と比定しているが、一次史料にも、「譜録」の系図や『萩藩閩閩録』巻八二・岡六兵衛の家譜にも実名は見えず、根拠は不明である）。岡七郎兵衛尉は、毛利元就と隆元の連署で備後国未渡・高光・信敷に三〇貫の土地を与えることを約束されており、隆元の没年である永禄六年以前から備後国に閩係があったとおぼしい。次の史料はさらにそれ以前のものである¹⁹。

〔史料二〕

先日御出于今祝着候、其以後無音慮外候、仍左衛門大夫所迄具示給之通、令承知候、久代家中于今取々候哉、富田之儀、其身所勞町火事、旁以珍事候、弥被聞合可承候、将又動之事、何も弘中・

青景(孫考)可申談候、猿懸(御禮)懇望之儀、三村(家親)分別之条、定可相調候哉、猶從是可申候、恐々謹言、

卯月十八日

元就(毛利)
元就(毛利)
元就(花押)
元就(花押)

岡七郎兵衛尉殿御報

大内氏家来の弘中隆兼と青景隆著が見えるので、毛利氏が大内氏に従属している段階のものである。毛利氏は岡七郎兵衛尉に備後の久代宮氏の家中のことを問い合わせているから、やはり岡氏は備後国に關係のある領主であろう。また、「先日御出于今祝着候、其以後無音慮外候、仍左衛門大夫所送具示給之通、令承知候」という表現や「被聞合」といった敬意表現などを見ても、この段階で岡氏は毛利氏の家来ではなく、一定の自立性を有した備後国の国人領主であったと考えられる。したがって、「14」でも敬意表現が使われているのであろう。

しかし、「16」になると「以岡伯令申候」と敬意表現が使用されていない。「16」は「就富田表、弥可詰寄儀」とあり、出雲国富田城が開城する直前のものであるので、永禄九年に比定される。この時期までには、岡氏と毛利氏の格差が開き、敬意表現が用いられなくなったものと考えられる。だとすれば、「14」はこれ以前で、おそらくは毛利氏が大内氏を滅ぼす前後の時期、遅くとも永禄初期頃までのものと推定できるのではないだろうか。

「14」の解釈は難解であるが、「大田の祝言のことについて、(大田と)御方(信景)との間柄のことを(元就から)申しましたところ、(信景が)ご分別されました。そうであるので(信景の)ご存分等を承った事柄について、口羽通良がすみやかに調整します」というような意味かと思われる。この解釈で正しいとすれば、檜崎氏は「大田」との

何らかの対立を抱えていたと想定される。この「大田」は、大田氏の可能性もあるが、上原氏や湯浅氏といった大田荘域に拠点を置く有力な領主を指している可能性も考えられる。仮に上原氏を指しているとするれば、「大田祝言」は元就次女と上原元将の婚姻のことを指しているのかもしれない。なお、元就次女の母は側室三吉氏で、同じ三吉氏所生で天文二十一年(一五五二)誕生の元秋よりも先に生まれたとされるから、永禄初期頃の年齢は一〇代前半ぐらいであろうか。

年未詳の毛利隆元書状に「粟弥二・木工なども警固やくの番くみにて候、乍去、此間ハ檜崎・上原公事、平川公事など使させ候間、不仰遣候」とあり、毛利氏が家来を派遣して檜崎氏と上原氏の相論の調停に当たらせていたことがわかる。これが先に想定した檜崎氏と「大田」との対立に当たるとはどうかは確証がないが、檜崎氏はこうした近隣の領主との対立を抱えており、毛利氏はその調停にあたっていた。「14」では文書を伝達している岡氏が調停にかかわった可能性もある。

「11」では備後の古志氏と木梨氏の対立に際して、毛利氏が助言をしているが、さらに檜崎氏が入っていることが伺え、こうした近隣の領主同士は対立する場合もあるが、そうした対立にはやはり近隣の領主が調停にあたるという関係が見られる²⁰⁾。

(4) 檜崎氏の吉田逗留について

「10」に「爰元長々御逗留御辛勞之儀候」、「19」に「就吉田逗留御首信、御樽三・折二送給候」、「元兼吉田御逗留」とあり、檜崎氏当主が吉田に逗留していた例が見られる。これに関連して次の史料は興味深い²¹⁾。

(史料四)

(備後松村上巻)

(墨引) 隆元(毛利)まいる 申給へ

右馬(毛利)
元就(毛利)

なおく、有地事は無を今日中すめられ、明日被返置候やうに、取次ニ被仰付可然候く、

又榎崎も、九次愁訴に于今逗留由候、是者九二事既はや爰元罷居事候間、今少年との事被遣候て、おとしつけられ候てハ不叶儀と存候く、さ様ニ於被相調者、少々滞留候而も不苦候哉く、これは是非今少被遣候て、おとしつけられ候て可然存候く、かしく、

九次（九郎次郎）は榎崎信景あるいは元兼であると考えられるが、榎崎氏が何らかの愁訴のために、毛利氏の本拠吉田に逗留していることがわかる。元就は、九郎次郎がすでに吉田に來ているので、榎崎氏の要求への対応にも少し上乘せしないと解決しないだろうと述べている。つまり、こうした榎崎氏の当主（ないしは前／次期当主）本人が吉田までわざわざ出向いて愁訴することは、毛利氏に要求を通す有効な手段であったこととなる。そうすると「10」や、「19」の例も、同様の用件であったのではないだろうか。

〔5〕四月二十六日付毛利輝元書状（市大本一〇）の年次比定をめぐって「10」について『山口県史』³は年未詳としているが、『戦国遺文 瀬戸内水軍編』や長谷川博史「吉川氏関係史料目録」では永禄一年と比定している。文中に「仍彼題目与州出張付而、此節隆景・元春（小早川）不被罷越候間、不申談候」とあることから、小早川隆景と吉川元春がともに伊予国に渡海した永禄一年のものという推定だろう。しかし、いくつかの点でこの比定には疑問が残る。

まず、毛利輝元の花押が、館鼻誠氏の分類でいうV型であり、前述のようにこれは元龜四年正月が初見である。

次に封紙上書に「右馬頭輝元」とあるが、永禄一年の時点では右

馬頭は元就で、輝元は少輔太郎を称している。たとえば元龜二年と推定される五月二五日付毛利元就・同輝元連署書状では、元就は右馬頭、輝元は少輔太郎を名乗っている。²³内容は元龜二年の厳島社の遷宮に関するものなので、年次比定はほぼ確実である。元就は同年六月に死去しているので、おそらく最後まで右馬頭を名乗ったと考えられ、その間は輝元は少輔太郎を称したはずである。

では輝元が右馬頭を名乗るのはいつからであろうか。二月九日付毛利輝元宛足利義昭御内書に「官途事、任右馬頭」とある。²⁴『大日本古文書 家わけ第八「毛利家文書」』はこれを「元龜四年カ」としており、一般的に輝元は元龜四年に右馬頭に補任されたとされる。文中に「至真木島城相移候」とあり、元龜四年に比定される七月二四日付足利義昭御内書写では、宛所に毛利右馬頭とある。²⁵したがって輝元の右馬頭補任はこれ以前である。木下聡氏は輝元が先に任官していた右衛門督を改め右馬頭を用いたのは、右衛門督の任官に織田信長の介在があったから、信長との手切れによって右馬頭に改めたためとする。²⁶しかし、織田方と明確に手切れするのは足利義昭が輓に下向する天正四年で、右馬頭任官自体はそれより早い。

では、輝元が右馬頭を用いるのは元龜四年以降かといえば、そう単純ではない。実は元龜二年と推定される二月六日付棚守房顕宛毛利輝元書状で輝元は右馬頭を称している。²⁷前述の元龜二年の遷宮にあたって、吉田兼右が安芸に下向しているが、この文書に「吉田神主殿漸可為着嶋之由承候」とあるので、年次は元龜二年で確実だろう。同じく遷宮に関連して厳島社の社家棚守房頭に宛てた一月四日と九日の書状では少輔太郎を称しているから、六月の元就死後も少輔太郎を用いていたが、一二月には右馬頭を用いたことになる。ところが、直後の

一二月八日付棚守房頭宛書状では再び少輔太郎を用い、以後、翌元龜三年閏正月二一日付書状まで、遷宮にかかわる棚守房頭宛の三通の輝元書状ではいずれも少輔太郎を称している。²⁸⁾

さらに、右馬頭に補任された後の天正三年と推定される八月一五日付毛利輝元書状でも少輔太郎を用いている。²⁹⁾文中に「今年義隆^(大内)廿五年忌」とあるから、天正三年であることは間違いない。直後の天正三年八月二五日付毛利輝元寄進状で「大江右馬頭輝元」と署名しているのはフォーマルな名乗りを用いたからかもしれないが、天正二年八月二二日の善芳座元禪師宛住持職安堵状写でも右馬頭と署名している。³⁰⁾おむね天正四年以降は少輔太郎は見られなくなるが、それまでは右馬頭と少輔太郎を併行して用いていたようである。

毛利元就も永禄三年に朝廷から陸奥守に任じられているが、それ以降も基本的には毛利家当主の代々の官途である右馬頭を用いており、陸奥守を使用する場面は限られている。したがって輝元の場合も、右馬頭の使用は正式な補任と必ずしも関係しないものと考えられる。少輔太郎と右馬頭を併行して使っている段階では、正式に補任された右馬頭は相対的にフォーマルな場面で使用し、それ以外は少輔太郎を用いたが、足利義昭が下向すると、整合性をとって右馬頭に統一したというところであろうか。

そうすると右馬頭を称している「10」の年代は花押型も合わせて考えれば元龜四年以降で、内容的にフォーマルな文書とは言えないのである。あるいは天正四年以降になると考えられるのだが、そうすると別の問題が生じる。というのは、元龜四年以降で隆景と元春がそろって伊予に渡海している例はこれまで知られていないからである。もっとも、「10」は伊予出張をめぐる隆景と元春が吉田に來られないとあるだ

けなので、隆景・元春は手配に多忙なだけで、自身が伊予に渡海しているわけではないのかもしれない。後考を待ちたい。

ところで、輝元の名乗りの変遷が単純ではないとすると、「6」と「7」の毛利輝元書状の年代比定も検討の余地が生じることになる。どちらも輝元は少輔太郎を称しているが、『山口県史3』はいずれも天正三年に比定している。しかし「7」は輝元の花押はIV型である。確かに輝元は天正三年まで少輔太郎も使用しているが、花押型も合わせて考えれば、やはり元龜三年以前とすべきではないか。一方「6」の輝元花押はV型であり天正三年としても問題はない。天正三年だとすると輝元の少輔太郎使用の下限は一月まで下がることになる。

三 檜崎氏について

(1) 檜崎氏の出自

戦国期の檜崎氏は備後国芦田郡の領主で、二子朝山城を本拠としてとされている。ただし、これを示す一次史料はない。檜崎氏は足利尊氏から芦田郡久佐村の地頭職を得たとされるが、それは檜崎氏の家伝のなかで主張される由緒であるにすぎない。

田口義之氏も、『福山志料』に見える足利尊氏御教書は「偽物」だとした上で、『備中府志』などに、檜崎氏がもと備中国新見の領主で、永禄四年(一五六二)に毛利元就の命で備後国久佐村に移住したとあることに注目し、確かに『太平記』や東寺百合文書に備中国の檜崎氏の存在が見出せることから、檜崎氏は備中から備後に移住したものとす。ただしその時期については、永禄四年では年代が合わず、久佐村八幡神社が享禄年中に檜崎三河守によって再建されたと伝えら

檜崎氏を、備後の檜崎氏に付会した可能性もある。したがって備中出身という可能性はあるものの結論は保留しておきたい。

(2) 檜崎氏の系譜

閩檜崎に記載された檜崎氏の家譜は、湯原義広を祖とし、豊信、信康と続いて信康の三男清信が宇多を名乗り、その三代後の加賀守豊武が、足利尊氏から備後国久佐村を拝領して檜崎と改めたとする。その後、三河守豊貞、三河守満景、加賀守宗豊、三河守豊信、三河守宗真、加賀守通景と続いて豊景につながる。しかし、通景までの当主は一次史料に見えない。田口氏は、山名氏の偏諱の「豊」を名前の下の字に用いているなど不審な点もあり、通景以前の系譜は信用できないとしている。譜録檜崎の系図は豊景から始まっている。

『福山志料』の久佐村の項に安全寺にある位牌として「檜崎三河守法名性巖宗真享禄三年三月二十一日 同加賀守恵窓春心天文十七年正月十九日 同三河守勝山忠英弘治二年十月十四日 同出雲守昌満芳久弘治三年二月二十五日 同清左衛門長屋常久天正三年八月十五日 同吉蔵英屋道雄慶長元年九月十八日 同左馬助道久慶長十七年閏十一月七日」が掲げられている。

このうち宗真は閩檜崎の家譜にも名前が見え、そこに書かれている没年月日も位牌と一致している。そうすると次の加賀守恵窓春心は、閩檜崎の加賀守通景と見たいところだが没年月日が一致しない。閩檜崎の通景の没年月日は弘治二年（一五五六）一〇月一四日で、これは位牌の三河守勝山忠英の没年月日と一致するが、官途名が一致しない。このあたりで系譜に何らかの混乱があると思われる。弘治三年死去の出雲守昌満芳久、天正三年（一五七五）死去の清左衛門長屋常久も該当する人物が見当たらない。通景の次代とされる豊景は没年が不明だ

が、天正八年までは生存していたと考えられ、仮名、官途も違う。譜録檜崎の系図でも出雲守や清左衛門を名乗った人物は見出せない。次の同吉蔵英屋道雄の没年月日は閩檜崎の元兼の没年月日と一致する。ただ、閩檜崎や譜録檜崎でも、吉蔵を名乗ったのは元兼ではなく、元兼の跡を継いだ養子の元好となっている。最後の慶長一七年（一六一二）没の左馬助道久も該当する人物を見出せない。また、慶長一七年の閏月は一〇月であるから、『福山志料』の誤写の可能性もあるが、この位牌の記載を全面的に信用することはできない。

とはいえいくつかの没年月日の一致から、まったく架空のものとは思われず、とくに名前と没年月日が一致する宗真の存在は信用してよいのではないかと。よって、閩檜崎の家譜と譜録檜崎の系図をもとに、宗真以降の檜崎氏の系図を作成した。以下、事蹟のわかる豊景以降の一族について検討したい。

豊景は、系図では彦左衛門尉、三河守とされるが一次史料では三河守のみ確認できる。先に述べた弘治三年の毛利元就等一二名傘連判状と同時期のものと推定される毛利元就等一八名傘連判状には檜崎彦左衛門尉信景が名を連ねており、この頃にはすでに信景に家督を譲っていたものと考えられる。また信景が彦左衛門尉を名乗っているから、このとき豊景はすでに三河守であったと思われる。

閏月から天正二年であることが確実な「17」の宛所で三河守と彦左衛門尉が並んでおり、この彦左衛門尉は信景であるから、三河守は豊景である。この後、天正八年と推定される「13」に「豊景可有御上国之由、專要存候」とあり、この時点まで生存して、しかも一線で活動していたと考えられるが、以後は不明である。『広島県史Ⅱ』は天正一〇年と推定される熊谷信直書状にみえる「なら崎」を豊景と比定し

ているが、信景か元兼の可能性もある。

なお、『広島県史IV』所収の三吉鼓文書に、「天文三年カ」(一五三
四)と推定されている大内義隆書状があり、その宛所として榎崎彦次
郎が見える(三吉鼓氏は備後国の領主である)。彦左衛門尉と「彦」の字
が共通していることから、これも一族か、あるいは豊景本人かもしれ
ないが、それ以上手がかりがなく不明としておく。仮にこれが榎崎氏
の一族なら、備後榎崎氏の最も早い史料ということになる。

信景は、系図によれば豊景の長男で、九郎次郎、彦左衛門尉を名乗っ
ている。前述のように弘治三年頃には当主となっている。『山口県史
3』は永祿四年(一五六二)の「15」の宛所の九郎次郎を信景に比定
しているが、仮に傘連判契状が弘治三年のものだとすると、その時点
ですでに彦左衛門尉を名乗っているので、この九郎次郎は子の元兼と
いうことになる。また、系図によれば、その後の後継者は彦左衛門尉
を名乗っていないため、慶長六年の「20」に見える彦左衛門尉も信景
ということになり、この頃まで生存していたことになる。ただ、天正
一〇年の「18」が偽文書だとすると、活動が見えるのは天正八年と推
定される「24」までで、以後ははっきりしない。同年から元兼の活動
が目立ってくるので、この頃に隠居したものであろうか。

系図では信景の弟に景政、景好、景忠が見える。ただ関榎崎、譜録
榎崎とも景好を豊景の三男、景忠を五男としているから、その間に四
男がいたはずである。『陰徳太平記』巻四四「備後の国神辺の城合戦
并防州関所の城合戦事」によれば、神辺城奪還に際して、隠居の豊景
は、嫡子の元兼が筑前立花に出陣していたため、末子少輔三郎を連れ
て神辺城に攻め寄せ、少輔三郎が討死したという。すでに述べたよう
に神辺城奪還の経緯は一次史料では不明で、元兼を豊景の嫡子とする

点も正確であるので、この記述をどこまで信用していいかわからな
いが、この少輔三郎が四男だった可能性はある。もっとも討死するよ
うな戦功があれば系図に特筆されてもよさそうなのである。景好は
はじめ高須氏に養子に入っていたようで、天正一六年の高須少輔三郎
宛毛利輝元官途書出が榎崎吉右衛門家に伝来している⁴¹。また、萩博本
二六の榎崎景好申状写では榎崎筑後守と名乗っている。

元兼は系図では信景の子とされ、九郎次郎、弾正忠、弾右衛門を名
乗り、慶長元年に釜山で病死したとされる。名前の「元」は毛利輝元
の偏諱と思われるが、通字の「景」を使って元景とならず、名乗りも
九郎次郎は信景と共通しているが、弾正忠、弾右衛門は前後の一族に
は見えない。史料上の確実な初見は「19」で、文中に「元兼」とある。
『山口県史3』は天正元年に比定しているが、閏正月があるのは元龜
三年である。「21」は市大本は二紙目が失われて後欠となっているが、
萩博本は完全な形で残っている(なお、萩博本でも二紙にわたっている
が、二紙目に移行する行が異なっているから、市大本はその点は忠実に再現
していない)。よって萩博本によれば、宛所は榎崎九郎次郎で元兼に比
定される。天正八年に美作国に派遣され活動が目立ってくるが、この
頃には弾正忠と呼ばれている。「24」の宛所に「榎弾」と見え、天正
九年と推定される「備州ノ榎弾正元兼」と署名した文書もある。⁴²「24」
には豊景、信景の名も見え、三代代が同時期に活動していたことがわ
かる。系図ではこの後弾右衛門を名乗ったことになっている。天正一
六年の「輝元公御上洛日記」に榎崎弾右衛門が見える。⁴³天正二〇年と
推定される豊臣秀次朱印状によれば、秀吉の生母大政所の死去に際し
て、毛利氏は榎崎源右衛門尉を秀次のもとに派遣している。⁴⁴また年次
は不明だが、毛利氏が榎崎源右衛門後家の分として備後十倉之内国兼

郷二〇石を平賀木工助に与えている。⁴⁵ これらはそれぞれの刊本で「源右衛門」と翻刻されているが、「源」と「弾」のくずしは似ているため、いずれも弾右衛門の誤りで、元兼のことではないだろうか。

なお、譜録檜崎によれば元兼には景友、辰景という弟がいたことになっていて、閔檜崎には記載がなく、一次史料にも見えない。

系図によれば元兼には実子がなく、豊景三男景好の子元好を養子としたという。元好は吉蔵、与兵衛を名乗ったとされる。

ほかに一次史料に見える人物として、系図で景政の次男とされる政友がいる。慶長三年の豊臣秀吉朱印状は宍戸元統以下二七名の毛利氏家来に宛てて、蔚山での戦功を賞したものであるが、そのなかに檜崎清吉（政友）の名がある。⁴⁶ ほかに吉見氏、三沢氏、平賀氏、備後では有地氏や三吉氏、和智氏など二七名のほとんどが戦国期には自立的な有力領主であったものである。慶長元年に元兼が釜山で病死したが、その後、後継者の元好ではなく、政友が軍勢を率いている点が注意される。これについては後述する。

(3) 檜崎氏の所領について

檜崎氏は備後国芦田郡久佐村を本拠としたとされるが、前述の「25」は偽文書であるから、一次史料からは久佐村を支配していたことはわからない。檜崎氏の所領で一次史料によって判明するのは、「15」の永禄四年に給与された周防国山代五ヶ五〇貫、「8」・「9」の天正八年に給与された作州垂水三〇〇貫、「22」の高田退城にともなって給与された備後国三谷郡湯谷のうち後家分一〇〇貫である。「22」は羽柴秀吉側との国分成立によって高田城から退去したときのものと考えられるので、年次は天正一三年だろう。国分によって失われた美作垂水の替地の一部だろうか。

天正末年以降の檜崎氏の所領を示すものとして『八箇国御時代分限帳』（以下「分限帳」と略す）に、以下のような記載がある。⁴⁷

| | |
|-------------|---------|
| 一九百拾八石六升八合 | 檜崎彦左衛門 |
| 右者周防吉敷郡 | |
| 一三百壹石九斗六升七合 | 檜崎太郎兵衛 |
| 右者備後芦田郡 | |
| 一貳百三拾貳石 | 檜崎五郎右衛門 |
| 右者出雲樺縫郡 | |
| 一貳百五拾石三升三合 | 檜崎吉三 |
| 百石三升三合 | 出雲神門郡 |
| 百石 | 備後三谷郡 |
| 五十石 | 周防玖珂郡 |
| 一六拾九石貳斗三升七合 | 檜崎勘二郎 |
| 三拾八石貳升六合 | 出雲神門郡 |
| 拾壹石六斗三升九合 | 周防熊毛郡 |
| 四石八斗四升貳合 | 同国玖珂郡 |
| 拾四石七斗三升 | 備後三谷郡 |
| 一三拾石壹斗六升 | 檜崎善左衛門 |
| 右者備後芦田郡 | |

「分限帳」は、国別に給人と知行高が書き込まれた「八ヶ国御配地絵図」⁴⁸（以下「絵図」と略す）を給人ごとに名寄せしたものである。「絵図」は墨書で書かれたものを朱書で修正しているが、木村忠夫氏によれば墨書は天正一九年九月以降、おそらく一〇月頃から天正二〇年二月まで書き継がれた。朱書は天正一九年二月下旬〜翌年一月から慶長二年（一五九七）九月まで書き継がれたとされる。「分限帳」はこの

朱書を反映して名寄せして書き写したものと考えられる。

「分限帳」で見ると、久佐村のある芦田郡には、太郎兵衛の所領三〇一石余と善左衛門の三一石余の所領がある。太郎兵衛は豊景の三男景好、善左衛門は五男景忠である。合わせても三三〇石程度で、長男彦左衛門（信景）の周防国吉敷郡の九一八石余の所領よりだいぶ少ない。嫡子の所領の方が大きいのは当然と言えるが、信景の所領は本拠地であったとされる芦田郡ではない。また「分限帳」には元兼の名が見えず、元兼の後継者吉蔵（元好）の所領は出雲、備後、周防に散在する二五〇石余にすぎない。

このことについて田口義之氏は、絵図では備後国世羅郡に吉蔵の所領約七〇〇石があるが、朱で抹消されている。「分限帳」は周防国吉敷郡の九一八石余を榑崎彦左衛門の所領とするが、「絵図」で榑崎領とだけあったものを、「分限帳」の作成者が思い込みで榑崎彦左衛門としたもので、これは本来、当時の当主である吉蔵の所領である。したがって、吉蔵は「絵図」が作成された直後に備後世羅郡から周防吉敷郡に給地替えされたと述べている。^⑩

確かに「絵図」を確認すると、吉蔵は備後国世羅郡に六九五石余の所領を持っていたが、朱で抹消され別の給人に修正されている。また、「分限帳」で吉蔵の所領となっている出雲神門郡と周防玖珂郡の所領は、「絵図」の墨書では弾ヱ門（元兼）の所領であり、それが朱で吉蔵に修正されている。また備後三谷郡の所領は二三〇石が朱で一〇〇石に修正されている。そうすると絵図の墨書では、元好が約八三〇石、元兼が約一五〇石ということになる。

ただ、この解釈には疑問も残る。周防吉敷郡の九一八石余の所領の給人が「分限帳」で榑崎彦左衛門とされているのは、「分限帳」作成

者の錯誤ではなく、「絵図」の墨書では「榑崎」とのみ書かれていたところに朱書で「彦左衛門」と追記されていて、これを反映したものである。世羅郡の吉蔵の所領の抹消と彦左衛門の追記が同時か前者が先であれば、やはり吉敷郡は彦左衛門の所領であるし、後者が先であれば世羅郡と吉敷郡の所領は同時に榑崎領のはずだから、給地替えではない。そもそも給地替えなら、吉敷郡の所領も元の給人が朱で抹消されて吉蔵に書き直されていなければおかしい。

しかし、給地替えでないと解釈すると、世羅郡の約七〇〇石分が削減されたことになり、元好が何らかの処罰を受けたとも考えなければ説明できないが、そのような可能性が果たしてあるだろうか。一つ注意されるのは、先に見たように、慶長元年に元兼が釜山で病没した後、同三年に蔚山で榑崎勢を率いているのは後継者の元好ではなく、政友だったことである。このとき「絵図」にはすでに吉蔵の所領が記載されているから、吉蔵が幼少のため、政友が名代に立ったというわけでもなさそうである。「分限帳」には、榑崎五郎右衛門の所領として出雲楯縫郡の二三二石の記載があるが、これは「絵図」には墨書でも朱書でも見えない。つまり、これは「絵図」の朱書の書き継ぎが終了した慶長二年九月より後に与えられた所領であろう。この五郎右衛門は譜録榑崎によれば政友のことである。つまり、政友は朝鮮での戦功によって新たに所領を与えられたとみられる。

元好の所領のうち、周防玖珂郡の五〇石（「絵図」の墨書では元兼の所領で五三石五升二合）、備後三谷郡の一〇〇石（「絵図」の墨書では一三〇石）は、それぞれ「15」で九郎次郎（元兼か）に与えられた周防国山代五ヶの五〇貫、「22」で元兼に与えられた湯谷の一〇〇貫に当たるのではないだろうか。つまり、これらの所領はそのまま惣領の元兼か

ら元好へと継承されているから、元好が惣領の座を失ったわけではないだろうが、いずれもわずかながら削減されている。したがって、この時点で元好には何らかの不都合があったのではないか。そうすると、周防吉敷郡の所領の給人が、朱書で信景とされているのも、隠居の信景が元好に代わって管理を任されたという可能性もある。明確な根拠のない推測にすぎないが、可能性の一つとして提示しておく。

なお、三か国に六九石余を知行する檜崎勘二郎は系図に見えない。

おわりに

最後に檜崎氏の領主としての性質に若干言及しておきたい。一六世紀の檜崎氏関係史料については、旧稿⁽³⁾に掲げたが、いくつか遺漏もあったので、増補して本稿の末尾に表2として載せる。

すでに述べたように檜崎氏は毛利元就らと傘連判契状に名を連ねていた。慶長四年（一五九九）に毛利輝元が、養子秀元に与えた条書には「元氏^(繁茂)・吉見・内藤・三沢并宍道・三刀屋・牧野・多賀・多賀山・檜崎・小笠原以下事、数代申談筋目候間、被召仕様之儀、他之者共ニ可相替事」とある⁽³²⁾。繁沢元氏は吉川元春の次男で、吉見氏以下はいずれも戦国期には自立性が高かった有力領主である。檜崎氏らがこの段階に至っても、なお特別視されていたことがわかる。

こうした有力領主は、戦国領主、国衆などと概念化されている。ここでいう戦国領主（国衆）は、おおむね、大名権力の「家中」には包摂されず、一定の自立性を有し、独自の「家中」と「領」を持つ地域的公権力と了解されていると思われる⁽³³⁾。また公権の支配者であることを示す一つの指標として判物・印判状の発給も重視されている⁽³⁴⁾。

ただ、自立性が高いからといってただちに「家中」や「領」を形成

し、公権的支配をおこなっているとは限らない。檜崎氏の判物発給は確認できず、芦田郡での所領支配の実態も見えないことから、戦国領主と規定することには慎重にならざるを得ない。戦国領主概念の規定をめぐる問題は、本稿の枠を越えるので詳細は別稿を期したい。

【註】

- (1) 『大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書』二二六（以下「毛利家文書二二六」のように略す）。
- (2) 毛利家文書二二五。
- (3) 村田修三氏は毛利家文書二二五について、起請文部分と署判部分との紙継目を貼りまちがえたものと指摘している（村田修三「戦国大名毛利氏の権力構造」〔藤木久史編『戦国大名論集14 毛利氏の研究』、吉川弘文館、一九八四年、初出『日本史研究』七三号、一九六四年）。したがって、この傘連判の本文の部分は失われている。矢田俊文氏はこの傘連判の本文については、毛利家文書二二六と類似のものであったと推定している（矢田俊文「戦国領主の成立」〔日本中世戦国期権力構造の研究』、塙書房、一九九八年、初出「戦国期毛利権力における家采の成立」、『ヒストリア』九五号、一九八二年）。
- (4) 田口義之「檜崎城跡の総合調査概報Ⅱ―府中市久佐町檜崎城跡と国人檜崎氏―」〔『山城志』一一集、一九九二年）。
- (5) 田口義之「備後檜崎氏について」〔『備陽史研究』二四集、二〇一六年）。
- (6) 道迫真吾「萩博物館所蔵檜崎頼三関係資料」〔萩博物館研究報告』六号、二〇一〇年）。
- (7) さらに田口氏が指摘しているように（田口前掲註（5）論文）、正慶年号は、後醍醐天皇の挙兵にともなって元弘年号を停止して定められたもので、後に後醍醐天皇が元弘年号を復活させていることから、足利尊氏が使用するとは考えがたい。

表2 一六世紀榊崎氏関係史料

| No. | 文書名 | 年月日 | 出典 | 榊崎氏 |
|-----|---------------------|--------------|-------------------------|-----------------------|
| 1 | 大内義隆書状 | (天文3カ)・8・29 | 『広島県史IV』三吉鼓文書一三 | 榊崎彦次郎 |
| 2 | 毛利元就等十八名連署契状案断簡 | ―・―・― | 毛利家文書二五 | 榊崎彦左衛門尉信景 |
| 3 | 毛利元就書状 | ―・7・10 | 大阪市立大学所蔵「毛利公下賜御感状」一四 | 榊崎彦左衛門尉(信景) |
| 4 | 毛利隆元宛行状 | 永禄4・2・28 | 『山口県史3』榊崎家文書二一 | 榊崎九郎次郎 |
| 5 | 毛利隆元書状 | ―・―・― | 毛利家文書七二〇 | 榊崎 |
| 6 | 毛利元就書状 | ―・―・― | 毛利家文書五〇三 | 榊崎 |
| 7 | 毛利元就書状 | ―・―・― | 毛利家文書四四八 | 榊崎、九次 |
| 8 | 毛利元就・同種元連署書状 | (永禄9)・8・23 | 『山口県史3』榊崎家文書一七 | 榊崎彦左衛門尉(信景) |
| 9 | 福原貞俊証状写 | 永禄12・5・20 | 関六一・宇多田十兵衛一五 | 榊崎(信景) |
| 10 | 福原貞俊証状 | 永禄12・5・20 | 『山口県史3』田中家文書八 | 榊崎(信景) |
| 11 | 毛利元就袖判毛利氏奉行人連署書状 | (永禄12)・閏5・18 | 『山口県史3』岡家文書四 | 榊崎(信景) |
| 12 | 吉川元春合戦射伏人数注文 | (永禄12)・閏5・28 | 吉川家文書五一三 | 榊崎(信景) |
| 13 | 毛利元就感状写(※1) | 元亀1・11・6 | 『山口県史3』榊崎家文書一 | 榊崎三河入道(豊景) |
| 14 | 某合戦頭注文 | (永禄13)・―・― | 毛利家文書三七四 | 榊崎九郎次郎、榊崎 |
| 15 | 毛利元就書状 | ―・6・29 | 『山口県史3』榊崎家文書一六 | 榊崎彦左衛門尉(信景) |
| 16 | 毛利輝元・同元就連署書状写(※1) | ―・10・2 | 『山口県史3』榊崎家文書一 | 榊崎三河守(豊景) |
| 17 | 毛利輝元書状 | (元亀2)・6・15 | 『山口県史3』榊崎家文書三 | 榊崎三河守(豊景) |
| 18 | 毛利輝元書状 | ―・4・26 | 『山口県史3』榊崎家文書一一 | 榊崎三河守(豊景) |
| 19 | 小早川隆景書状 | (元亀3)・閏1・21 | 『山口県史3』榊崎家文書一〇 | 信景、元兼 |
| 20 | 毛利輝元書状 | ―・11・6 | 『山口県史3』榊崎家文書七 | 榊崎三河守(豊景) |
| 21 | 毛利輝元書状 | ―・11・21 | 『山口県史3』榊崎家文書八 | 榊崎三河守(豊景) |
| 22 | 毛利輝元書状 | (天正1)・3・29 | 『山口県史3』榊崎家文書二一 | 榊崎九郎次郎(元兼) |
| 23 | 毛利氏老臣連署書状 | (天正1)・6・18 | 『山口県史3』榊崎家文書五 | 榊崎三河守(豊景) |
| 24 | 毛利輝元書状 | (天正1)・6・18 | 『山口県史3』榊崎家文書四 | 榊崎三河守(豊景) |
| 25 | 毛利輝元書状 | (天正2)・閏11・14 | 『山口県史3』榊崎家文書一八 | 榊崎彦左衛門尉(信景・榊崎三川守(豊景)) |
| 26 | 毛利輝元書状 | (天正3)・11・6 | 『山口県史3』榊崎家文書六 | 榊崎三河守(豊景) |
| 27 | 小早川隆景書状 | (天正6)・7・10 | 『山口県史3』榊崎家文書三 | 榊崎三河守(豊景)、元兼 |
| 28 | 福岡重継書状(※2) | 慶長15・11・16 | 毛利家文書一七三 | 榊崎弾正(元兼) |
| 29 | 毛利輝元宛行状写 | 天正8・3・14 | 『山口県史3』榊崎家文書九 | 榊崎三川守(豊景) |
| 30 | 毛利氏老臣連署書状 | (天正8)・3・14 | 『山口県史3』榊崎家文書一〇 | 榊崎三川守(豊景) |
| 31 | 小早川隆景・吉川元春連署書状写 | (天正8)・4・17 | 『山口県史3』榊崎家文書一四 | 榊崎三川守(豊景) |
| 32 | 榊崎元兼書状写 | ―・4・23 | 岩国徴古館所蔵「吉川家中并寺社文書」塩谷家御書 | 榊崎元兼 |
| 33 | 榊崎元兼書状写 | ―・6・8 | 山口県文書館所蔵「譜録」抄一六湯原宇兵衛因安 | 榊崎弾正忠元兼 |
| 34 | 小早川隆景書状写 | (天正8)・8・20 | 『山口県史3』榊崎家文書四 | 三川守(榊崎豊景、弾正忠、榊崎元兼、豊景) |
| 35 | 小早川隆景書状写 | (天正8)・9・6 | 関五一・小川右衛門兵衛一四 | 榊崎(榊崎元兼) |
| 36 | 榊崎元兼・口羽通平・国司元武連署書状写 | (天正8)・9・14 | 関五一・小川右衛門兵衛一八 | 榊崎元兼 |

| | | | | |
|----|-------------------|-------------|-------------------------------|-----------------|
| 37 | 蔵田元貞書状写 | (天正8)・9・15 | 関五一・小川右衛門兵衛一・二九 | 檜弾(元兼) |
| 38 | 小早川隆景書状写 | (天正8)・9・29 | 関一・一五・湯原文左衛門一七二 | 檜弾(元兼) |
| 39 | 小早川隆景書状 | (天正8)・10・10 | 『福原家文書 上』什書(六)九 | 檜弾(元兼) |
| 40 | 吉川元春書状 | (天正8)・10・14 | 『福原家文書 上』什書(六)一一 | 檜弾(元兼) |
| 41 | 小早川隆景書状 | 一・1・4 | 広島県立文書館所蔵三玉浩正氏収集文書三 | 檜崎三河守(豊景) |
| 42 | 毛利輝元書状 | 一・1・11 | 広島県立文書館所蔵三玉浩正氏収集文書一 | 檜崎三河守(豊景) |
| 43 | 毛利輝元書状写 | 一・9・2 | 『山口県史』史料編 中世3『檜崎家文書』二 | 檜崎三河守(豊景) |
| 44 | 檜崎元兼書状写 | 一・11・5 | 岩国徴古館所蔵『吉川家中并社文書』塩谷家御書 | 檜弾正元兼 |
| 45 | 吉川元春書状写 | (天正9)・8・7・1 | 岩国徴古館所蔵『吉川家中并社文書』本宗今田氏什書 | 檜弾(元兼) |
| 46 | 檜崎元兼書状写 | (天正9)・8・22 | 『久世町史』資料編 第一巻一・二七八(吉川家中并社文書四) | 備州ノ檜弾正元兼 |
| 47 | 吉川元春・同元長連署書状写 | 一・12・18 | 岩国徴古館所蔵『吉川家中并社文書』本宗今田氏什書 | 檜弾(元兼) |
| 48 | 小早川隆景書状写 | 一・1・1 | 『美作古簡集註解』真島郡木山寺 | 檜弾(元兼) |
| 49 | 牧左馬助覚書写 | 一・1・1 | 『美作古簡集註解』大庭郡 | 奈良崎(元兼) |
| 50 | 小早川隆景書状写 | 一・2・9 | 岩国徴古館所蔵『吉川家中并社文書』富屋鶴之助所持 | 檜弾(檜崎元兼) |
| 51 | 熊谷信直書状 | (天正10)・5・22 | 『広島県史』II『厳島野坂文書』一〇五二 | なら崎 |
| 52 | 毛利輝元感状写(※1) | 天正10・6・19 | 『山口県史』3『檜崎家文書』九 | 檜崎彦左衛門尉(信景) |
| 53 | 熊野権現棟札写 | 天正11・12・吉日 | 『久世町史』資料編 第一巻一・二八八(勝山町高田神社所在) | 檜崎彈正忠元兼 |
| 54 | 小早川家座配書立 | (天正13)・2・15 | 『山口県史』3『檜崎家文書』三 | 檜崎殿 |
| 55 | 毛利輝元官途状写 | 天正16・4・13 | 関一・二九・檜崎吉右衛門一 | 高須少輔三郎(景好) |
| 56 | 輝元公御上洛日記 | (慶長10)・1・1 | 『広島県史』I『編年史料』二九一 | 檜崎彈右衛門尉(元兼) |
| 57 | 毛利輝元自筆熊谷元直罪状書(※2) | (天正20)・9・8 | 毛利家文書一・二七九 | 檜崎彈右衛門尉(元兼) |
| 58 | 豊臣秀吉朱印状 | (天正20)・9・10 | 毛利家文書一〇〇〇 | 檜崎(元兼) |
| 59 | 毛利輝元書状 | 一・9・27 | 平賀家文書一・一五 | 檜崎源(彈) 右衛門尉(元兼) |
| 60 | 豊臣秀吉朱印状 | (慶長3)・1・25 | 毛利家文書九一四 | 檜崎清吉(政友) |
| 61 | 毛利輝元書状 | 慶長4・6・15 | 『山口県史』4『長府毛利家文書』三三四 | 檜崎 |
| 62 | 毛利輝元書状 | 一・9・23 | 広島県立文書館所蔵三玉浩正氏収集文書一 | ならさき |
| 63 | 毛利宗瑞直書 | 慶長6・11・25 | 大阪市立大学所蔵『毛利公下賜御感状』二〇 | 檜崎彦左衛門尉(信景) |
| 64 | 檜崎景好書立写 | 一・9・18 | 関五三・檜崎与兵衛一三三 | (檜崎)筑後守景好 |

※1 この文書は検討を要する。

※2 天正七年の草苜景継の織田方内通に関する記述。

※3 「大仏木引時」の記述。毛利氏の大仏造宮への材木供出は天正一六年〜文禄元年頃(秋山伸隆「毛利氏による大仏殿材木供出をめぐって」、『芸備地方史研究』一四五号、一九八三年)。

出典の略称・毛利家文書、吉川家文書、小早川家文書、平賀家文書は「いづれも『大日本古文書』の『山口県史』『山口県史』史料編中世』『広島県史』『広島県史』古代・中世資料編』関『萩藩関閩録』なお一部一七世紀の史料も掲載した。

- (8) 天正一三年(一五八五)の小早川氏の正月儀礼に「榎崎殿」が参加している(『大日本古文書 家わけ第十一 小早川家文書』四七五)。これが榎崎氏の当主なのか、あるいはその一族なのかは不明だが、このような両者の関係性から考えれば、小早川氏の被官となって三原に居住した榎崎氏の一族がいた可能性もある。
- (9) ここで萩博本と関榎崎の関係についても触れておきたい。関榎崎二〇(二二)は「右写所持仕候」とあり、これは萩博本でも確かに写である(萩博本二・一四・二四)。前述した江戸期の文書以外では、萩博本にある文書のうち三点が関榎崎には欠けているが、そのうち二点(萩博本二・一九)は写で、『山口県史3』が「検討を要する」としている文書である。もう一点(萩博本一六)は市大本にもあり、なぜ写されなかったかはわからない。逆に関榎崎にあって、萩博本にないのは前述の関榎崎三(市大本一四)のみである。
- (10) 『広島県史IV』因島村上文書四五。
- (11) 館算誠「毛利輝元文書の基礎研究」(『古文書研究』二六号、一九八六年)。
- (12) 山口県文書館所蔵(請求番号21巨室29)。
- (13) 『広島県史V』高野山文書(宝簡集・続宝簡集・又続宝簡集)一九六・二〇一。
- (14) 『広島県史II』厳島野坂文書九〇六。
- (15) 『山口県史3』萩市郷土博物館所蔵湯浅家文書一三〇・一五一。一五二に「御領与太田分山堺」とある。
- (16) 『山口県史3』岡家文書五。
- (17) 山口県文書館所蔵「譜録」(お九五)。
- (18) 『広島県史V』京都大学文学部所蔵文書(古文書纂)一〇。
- (19) 『山口県史3』岡家文書二。
- (20) 「譜録」榎崎新十郎資信(山口県文書館所蔵「譜録」な一六九)にある系図によれば榎崎豊景には五人の娘がおり、うち三人は有地隆言、木梨隆盛、芥川元正といずれも備後の領主に嫁いでいる。「11」で榎崎氏が木梨氏に「同心」しているのはこのためかもしれない。
- (21) 毛利家文書四四八。
- (22) 『戦国遺文 瀬戸内水軍編』二七六、長谷川博史「吉川氏関係史料目録」(二〇〇〇)〜二〇〇二年度科学研究補助金基盤研究(C)(2)研究成果報告集 戦国期大名毛利氏の地域支配に関する研究、研究代表者・長谷川博史、二〇〇三年)。
- (23) 『広島県史II』厳島野坂文書四八九。
- (24) 毛利家文書三三三。
- (25) 『萩藩閥閥録』巻二・柳沢鞆負一五。
- (26) 木下聡「衛門・兵衛督」(『中世武家官位の研究』、吉川弘文館、二〇〇一年、初出「室町戦国期の衛門・兵衛督について」、『遙かなる中世』二一〇号、二〇〇六年)。
- (27) 『広島県史II』厳島野坂文書四九三。
- (28) 『広島県史II』厳島野坂文書四九〇・四九一。
- (29) 『広島県史II』厳島野坂文書四九四・四九六、四九九。
- (30) 『山口県史2』龍福寺蔵龍福寺文書五。
- (31) 『広島県史II』厳島野坂文書五〇九。
- (32) 『萩藩閥閥録』巻六二・土肥十兵衛一六。
- (33) 田口前掲註(4)論文。
- (34) 『備後叢書(五)』所収「古戦場備中府志」。
- (35) 兵藤裕己校注『太平記(六)』。
- (36) 『岡山県史』家わけ史料「東寺百合文書六九二(る函一三)」。
- (37) 『岡山県史』家わけ史料「東寺百合文書一七三(ウ函九八―(二))」。
- (38) 近世に編纂された『備後古城記』の芦田郡久佐村項に「榎崎山朝日山二子城」が見え、城主を榎崎氏とする。田口義之氏によれば、『備後古城記』は後の加筆によって信用できない記述があるが、それを取り除いた「原古城記」には一定の信憑性があるという(『備後古城記』について『備陽史探訪』五五号、一九九二年)。その根拠として、毛利家文書二

二五の傘連判にある領主の名前と、『備後古城記』に記載されている城主の名前とがほぼ一致することを挙げている。拙稿「中国地域の戦国領主について」(戦国史研究会編『戦国時代の大名と国衆 支配・従属・自立のメカニズム』、戎光祥出版、二〇一八年)では、傘連判に見える領主のうち、一次史料に見えず、拠点が不明だった芥川氏と新見氏について、前者を安芸、後者を備中と仮定したが、『備後古城記』の記述が一応信用できるとすると、芥川氏、新見氏とも備後の領主としてよいことになるので、ここで訂正しておきたい。

- (39) 『広島県史Ⅱ』 厳島野坂文書一〇五二。
 (40) 『広島県史Ⅳ』 三吉鼓文書一三。
 (41) 『秋藩閥閥録』 卷二二九・檜崎吉右衛門一。
 (42) 『久世町史 資料編 第一卷』 一一七八(吉川家中并寺社文書四)。
 (43) 『広島県史Ⅰ』 編年史料二一九一。
 (44) 毛利家文書一〇〇〇。
 (45) 『大日本古文書 家わけ第十四 熊谷家文書・三浦家文書・平賀家文書』 平賀家文書一一五。
 (46) 毛利家文書九一四。
 (47) 山口県文書館所蔵『八箇国御時代分限帳 二』(請求記号52給録1)。
 (48) 山口県文書館所蔵(請求記号58絵図200)。
 (49) 木村忠夫「八箇国御配置絵図」について(前掲註(3) 藤木編書、初出『山口県地方史研究』四五号、一九八一年)。
 (50) 田口前掲註(5) 論文。
 (51) 『二〇一〇～二〇二二年度科学研究費補助金研究若手研究(B) 戦国期の大名分国における「戦国領主」の研究 研究成果報告書』(研究代表者・村井良介、二〇二三年)。
 (52) 『山口県史4』 下関市立長府博物館蔵長府毛利家文書一三四。
 (53) 平山優『戦国大名と国衆』(KADOKAWA、二〇一八年)、一四～一六頁。水林純「室町期の守護・国人から戦国期の領域権力へ」(前掲註

(38) 戦国史研究会編書) など。

(54) 小谷利明『畿内戦国期守護と地域社会』(清文堂出版、二〇〇三年)、前掲註(38) 拙稿など。

【付記】 本稿は日本学術振興会科学研究費補助金研究・基盤研究(C)「戦国期の秩序流動化・再構築メカニズムの研究—発給文書と秩序認識の関係を中心に—」(課題番号18K00862)、同基盤研究(B)「中世後期から近世初頭における武家拠点形成の研究」(課題番号19H01312)の成果の一部である。本稿の作成にあたっては、萩博物館に同館所蔵檜崎家文書の閲覧・撮影についてご高配を賜った。また、「毛利公下賜御感状」の各文書の写真を岸本直文氏に撮影していただき、法量を兒玉良平・石田将大両氏に採寸していただいた。いずれも記して感謝申しあげたい。